

くつろぎたいわ

松江赤十字病院広報誌 第57号 (2016年 夏号)



救護所テントで救護活動に当たる松江・高松赤十字病院スタッフ

平成28年 熊本地震 松江赤十字病院の支援活動 (医療救護・熊本日赤病院支援活動)

平成28年熊本地震に伴う支援活動として、松江赤十字病院よりDMAT1班、救護班3班および熊本赤十字病院支援要員3名(医師1名、看護師2名)を派遣しました。

各救護班は救護所で昼夜の診療業務を中心に活動し、約200名の患者さんを診察。また、病院支援要員は、救急外来および一般病棟支援業務活動を行いました。※第1班、4班は益田赤十字病院より派遣

日本赤十字社では、救護班派遣の他、こころのケア要員や災害医療コーディネーターを派遣。また、毛布や安眠セット、ブルーシート等の救護物資を被災地へ配付しました。さらに救護物資の仕分け配送などで赤十字奉仕団・防災ボランティアの方々が活動されました。

DMAT派遣 4月16日～4月18日

活動場所…熊本市内

医師…石井 裕繁(循環器内科)

看護師…山根 敦子

看護師…中筋 真紀

看護師…影山 圭子

業務調整員…吉岡 喬史

業務調整員…好田 裕介

業務調整員…瀬藤 亮太

救護班(第3班)派遣 4月27日～4月30日

活動場所…熊本赤十字病院 ホテルミナース

医師…垣羽 寿昭(糖尿病・内分泌内科)

薬剤師…富山 直敏

看護師長…平林 順子

看護師…濱崎 加代子

看護師…濱田 佳代

事務員…小川 耕一郎

事務員…田中 紀行(日赤島根県支部職員)

救護班(第2班)派遣 4月18日～4月21日

活動場所…益城町総合体育館

医師…越野 康之(血液内科)

薬剤師…南目 祐希

看護師長…伊藤 祐子

看護師…河瀬 裕子

看護師…金坂 典子

事務員…河井 桂輔

事務員…代 栄祥

事務員…澤田 和憲(日赤島根県支部職員)

救護班(第5班)派遣 5月14日～5月18日

活動場所…益城町総合体育館

医師…小田 直治(耳鼻咽喉科)

医師…八幡 有徳

薬剤師…與倉 奈美

看護師長…八澤 京子

看護師…杉谷 友子

看護師…小澤 達也

事務員…清水 剣士

事務員…石橋 真一

熊本赤十字病院 支援業務

看護師…野津 栄子……………4月29日～5月5日
医師…岩崎 洋一郎(循環器内科) 5月7日～5月13日
看護師…寺本 恭子……………5月11日～5月25日

皆さまのご支援に感謝申し上げます

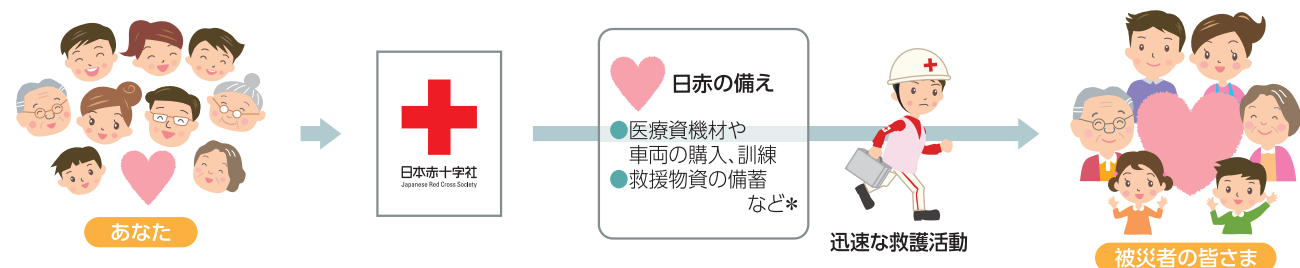
日本赤十字社は熊本地震発生直後から救護員を派遣し医療救護活動やこころのケアなど、被災者に寄り添う活動を行っています。被災地で「ありがとう」の声を直接いただくこともあります。この感謝の言葉は、日赤の活動を支援くださる皆さまへの言葉です。今後も活動を通じて、皆さまの温かいお気持ちを被災地に届けてまいります。

被災者に届ける2つの支援 あなたの気持ちが、誰かを支える大きな支援につながります。

活動資金

日赤の活動を通じて被災者を支えます。熊本地震では、医療救護活動・心のケア・救援物資配布などを実施。

支援活動する日本赤十字社を応援

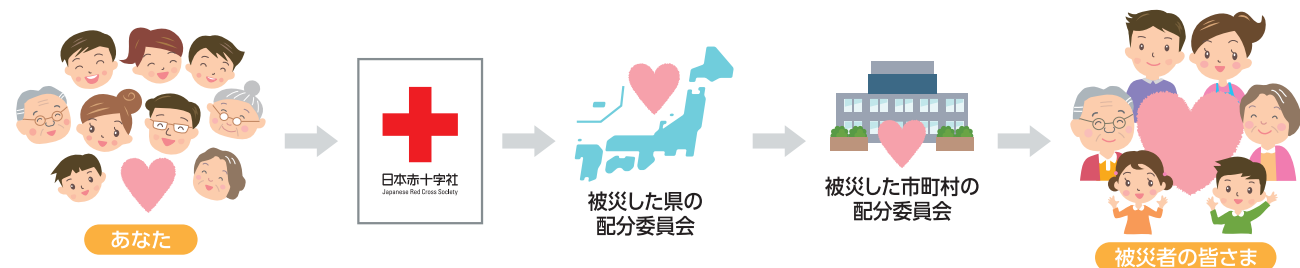


* そのほか、炊き出しなどボランティア活動の支援、青少年への防災教育、救急法や幼児安全法の講習、途上国への開発支援などに使用されます

義援金

全額を被災された皆さまにお届けします。

被災者への直接的な支援



「平成28年熊本地震災害義援金」

受付状況	189億6,800万4,958円(358,450件) (平成28年6月21日現在 集計確認分)	送金状況	150億7,283万3,443円 (平成28年6月27日現在) (熊本県 149億9,809万5,657円 大分県 7,473万7,786円)
------	--	------	---

お寄せいただいた義援金は、被害状況に応じて按分され、熊本県、大分県に設置された義援金配分委員会を通じ、全額を被災された皆様にお届けします

活動資金 義援金へのご協力方法

活動資金 | インターネット、口座振替、お近くの赤十字窓口など
義援金 | 各種銀行口座、お近くの赤十字窓口など

日本赤十字社 寄付

電話 03-3437-7081 パートナースhip推進部

検索

平成28年熊本地震 日本赤十字社の主な活動

医療救護活動



日赤は日頃から全国に約500班の救護班を準備し、5月14日までに約150の救護班（救護班：医師1人、看護師長1人、看護師2人、主事2人を基本として編成）が熊本に駆け付け、巡回診療やdERU（仮設診療所）などで医療支援や救護活動にあたりました。基幹災害拠点病院の熊本赤十字病院と合わせて、約5000人の傷病者の診療を行いました。

衛生・健康管理



長引く余震で、車中泊や避難所での生活を余儀なくされる方が多いため、健康管理や衛生面での注意喚起を行いました。エコノミークラス症候群を予防するための教室を開き、弾性ストッキングを配布、手洗い場の設置、熱中症対策の呼び掛けなどの支援も行いました。

赤十字ボランティアによる支援



4月17日に青年赤十字奉仕団員が中心となって熊本県支部災害ボランティアセンターを立ち上げ、のべ251人が活動（5月10日現在）。救護班のナビゲーション、救援物資の積み込みおよび搬送、救護班の記録補佐、避難所でのニーズ調査などを行い、ある学生は発災直後から支部に泊まり込んで活動しました。

救援物資の配布



避難所ニーズの調査結果に基づき、日本赤十字社各県支部が備蓄する救援物資を熊本県支部、大分県支部に集約し、ボランティアの協力を得て被災された方へ迅速に配布。毛布18980枚、緊急セット654セット、安眠セット6401セット、ブルーシート11200枚。

こころのケア



看護師や臨床心理士からなるこころのケア班は、被災された方や被災自治体の職員などのストレスを少しでも軽減するために、傾聴やリラクゼーションを行い、地域の保健師などと協力し活動しています。これからも被災された方のお気持ちに寄り添います。

被災された方の声



里山正秋さん（71）（左）
古閑昌子さん（68）（右）
（4月16日避難所・御船町スポーツセンターで）

通っている病院が被災して、いつも飲んでる薬がなく、不安に思っていました。赤十字のマーク、救護服を見て安心しました。（古閑さん）全国他県から赤十字の皆さんが来てくれているのがすごくうれしいです。（里山さん）

枝豆サラダ

栄養課 調理師 松本 拓也



今回は枝豆を使った料理をご紹介します。

枝豆は8月に旬を迎えます。枝豆は若い大豆で、枝付きのままゆでることからこの名前がつけられています。枝豆の成分はビタミンB1、ビタミンC、食物繊維、カルシウム、たんぱく質が多く含まれています。

このメニューはお酒にも合うので、つまみとしていただくのもいいですし、晩酌されない方にもサラダです。おかずの一品として取り入れやすいものとして紹介させていただきます。枝豆が使い切れずに残ってしまうという方は、長く保存できる方法をご紹介します。生のまま保存するより枝から豆のさやを切り落とし、硬めに茹でてよく冷まし、密封して冷凍保存しておくといいですよ。

枝豆を選ぶポイント！

- ① なるべく枝付きのもの
 - ② 緑色が濃いもの
 - ③ さやが膨らんでいるもの
 - ④ さやが密集している
 - ⑤ 葉の鮮度がよいもの(変色しているものは避ける)
- 以上のポイントを参考に選び、枝豆サラダを作ってみてはいかがでしょうか。



材料 (2人分)

枝豆(茹でたもの)	100g
ロースハム	4枚
たまねぎのみじん切り	大さじ3強
パセリのみじん切り	大さじ1
にんにくのすりおろし	1/2片分
フレンチドレッシング	大さじ3
☆ 酢	15g
油	6g
砂糖	1g
塩	1g
こしょう	少々

作り方

- ① ☆の調味料を混ぜ合わせてフレンチドレッシングを作る。
- ② 枝豆は熱いうちにフレンチドレッシング、パセリのみじん切り、にんにくのすりおろしで和える。
- ③ ロースハムを1cm角に切る。
- ④ ③にロースハム、たまねぎのみじん切りを加えて混ぜ合わせる。

病院機能評価の認定を受けました

当院は第三者評価機関である公益財団法人 日本医療機能評価機構の「病院機能評価 3rdG:Ver.1.1」を受審し、2016年4月1日付で病院機能評価の認定を受けました。
今回の認定を契機として、更なる質の向上・サービスの充実に努めて参ります。

機能種別 3rdG: ver.1.1「一般病院 2」「精神科病院」

認定機関 2016年4月1日～2021年3月31日

■病院機能評価とは

病院が組織的に医療を提供するための基本的な活動(機能)が、適切に実施されているかどうかを評価する仕組みです。評価調査者(サーベयर)が中立・公平な立場にたって、所定の評価項目に沿って病院の活動状況を評価します。病院機能評価の審査の結果、一定の水準を満たしていると認められた病院



■病院理念……わたしたちは、「人道・博愛」の赤十字精神に基づき地域の医療に貢献します。

■基本方針……

- ① 地域の基幹病院として、説明と同意に基づく「高度」「良質」な医療を提供します。
- ② 急性期病院として保健・医療・福祉・介護機関との連携を進め、一貫した医療を行います。
- ③ 救急病院として24時間地域の健康を守ります。
- ④ 赤十字病院として災害救護に貢献します。
- ⑤ 教育病院として次世代の医療人を育てます。

+ 松江赤十字病院『患者さまの権利章典』

「医療は、患者さまと医療提供者とのお互いの信頼関係をもとに協力して作り上げていくものであり、患者さまに主体的に参加していただくことが必要です。」
このような考え方にもとづき、松江赤十字病院は、患者さまの権利や義務についてつぎのとおり表明します。

1. 患者さまには、医療提供者との相互の協力関係のもと、良質な医療を公平に受ける権利があります。
2. 患者さまには、診療に関して十分な説明と情報の提供を受ける権利があります。
3. 患者さまには、医療に関する説明を受けてよく理解できなかったことについて十分理解できるまで質問する権利があります。
4. 患者さまには、医療従事者が提案する治療法に対して自らの意思で決定できる権利があります。
5. 患者さまには、診療の過程で得られた個人情報の秘密が守られる権利があります。
6. 患者さまには、医療提供者に対し患者さま自身の健康に関する情報をできるだけ正確に提供する義務があります。
7. 患者さまには、病院の規則を守る義務があります。